

金沢美術工芸大学キャリア支援室設置要綱

平成 28 年 7 月 7 日
要綱第 17 号

(設置)

第 1 条 金沢美術工芸大学に、学生のキャリア形成を支援するため、キャリア支援室（以下「支援室」という。）を置く。

(分掌)

第 2 条 支援室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 学生の進路及び就職活動の支援に関すること。
- (2) 継続的な芸術活動の支援に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 支援室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 委員
 - (3) 事務局職員
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、理事長が指名する者
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、理事長が指名する。
- 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第 4 条 室長は、第 2 条に掲げる事業を総括し、支援室に属する職員を指揮監督する。

- 2 支援室に属する職員は、第 2 条に掲げる事業に関して室長が指示する事業を行う。

(雑則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。